

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	上猿ヶ石川漁業協同組合					
	住 所	遠野市中央通り2番11号					
2 漁業権の免 許番号	内共第25号(猿ヶ石川)						
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間		
		あゆ	友釣り	遠野市宮守町下 鱒沢26地割旧発 電用水取水口え ん堤から上流の 猿ヶ石川本支流 の免許区域	7月1日以降で理事が定めて公 表する日から11月30日まで		
			がら掛け	早瀬川の早瀬落 合橋(自転車道) 上流端から初音 橋下流端までを 除く漁場の区域	8月1日から11月30日まで		
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	遠野市宮守町下 鱒沢26地割旧発 電用水取水口え ん堤から上流の 猿ヶ石川本支流 の免許区域	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで		
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで		
		うなぎ	置釣り 餌釣り	〃	6月1日から11月30日まで		
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り やす	〃	1月1日から12月31日まで		
		こい	餌釣り	〃	〃		
		ふな	〃	〃	〃		
		わかさぎ	餌釣り 擬餌釣り	〃	12月1日から翌年2月末日まで		
	かじか	餌釣り やす	〃	6月1日から9月30日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範 囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間		
		琴畑川と広股川との合流点から上流の琴畑川の区 域(山落場沢)			1月1日から12月31日まで		
		遠野市九重沢地内の遠野第2ダムえん堤の下流端 から同えん堤の下流130メートルの地点までの間 の区域					
	米内川の新橋上流端から物見橋下流端までの区域						
(3) 漁具漁法の 制限							
(4) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長			
	やまめ(ひかりを含む。)			13センチメートル以下			
	いわな			〃			
	うなぎ			30センチメートル以下			
	うぐい			10センチメートル以下			
	こい			〃			
かじか			5センチメートル以下				
(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ及びいわな特設釣場並びにあゆ、やまめ 及びいわなつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表 した料金を納付しなければならない。						
4 遊漁料の額	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所

及びその納付方法	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り たら掛け	1,800円	12,000円	組合事務所及び指定販売所	
			やまめ さくら	餌釣り 擬餌釣り				
			ます いwana					
			わかさぎ					
			うなぎ	置釣り 餌釣り				
			うぐい	餌釣り 擬餌釣り やす				
			こい ふな	餌釣り				
		かじか	餌釣り やす					
		雑魚	やまめ さくら	餌釣り 擬餌釣り	1,000円	6,000円		
			ます いwana					
わかさぎ								
うなぎ	置釣り 餌釣り							
うぐい	餌釣り 擬餌釣り やす							
こい ふな	餌釣り							
かじか	餌釣り やす							
<p>ア 高校生以下及び遠野市に住居を置く75歳以上の者は、無料とする。</p> <p>イ 肢体不自由者及び遠野市以外に住居を置く75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、高校生以下又は肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>								
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	全魚種	名 称		漁具・漁法	個人	団体	納付場所
			あゆ					
	全魚種	やまめ さくら		餌釣り 擬餌釣り	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所	
		ます いwana						
		わかさぎ						
		うなぎ		置釣り 餌釣り				
		うぐい		餌釣り 擬餌釣り やす				
		こい ふな		餌釣り				
		かじか		餌釣り やす				
	雑魚	やまめ さくら		餌釣り 擬餌釣り	17,000円	15,200円		
		ます いwana						
		わかさぎ						
		うなぎ		置釣り 餌釣り				
		うぐい		餌釣り 擬餌釣り やす				
		こい ふな		餌釣り				
かじか		餌釣り やす						
5 遊漁承認証に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。							
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。							
7 漁場監視員に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。							
8 違反者に対する措置に関する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。							